

報道関係者各位

平成 25 年 5 月 10 日（金）

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 岩崎 武司（内線 7922）

予算係長 西浦 啓子（内線 7927）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2542

### 待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

厚生労働省では、この度、待機児童解消加速化プランの支援パッケージを取りまとめ、その内容について地方公共団体に周知しましたので、お知らせします。

平成25年5月10日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 「待機児童解消加速化プラン」について

保育施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を頂き深く感謝致します。

待機児童解消のための取組を一層加速化させるため、平成25年4月19日、総理より、「待機児童解消加速化プラン」（以下、「加速化プラン」という。）が発表されたところです。

今般、加速化プランの支援パッケージの事業概要について、別添のとおりとりまとめましたので、ご了知いただくとともに、管内市区町村への周知方よろしくお願いいたします。

なお、加速化プランは、潜在ニーズも含めた待機児童解消に意欲のある自治体の取組を強力に支援するものであり、市区町村の手上げ方式で実施することとしています。

加速化プランの支援パッケージの具体的な事業内容や、手上げに関する手続き等につきましては、現在、内容を検討しているところであり、詳細が決まり次第、できるだけ早く情報提供をさせていただく予定でおります。

引き続き、待機児童解消に向けて、ご尽力賜りますよう、また、「加速化プラン」に積極的にご参加くださいますよう、心からお願い申し上げます。

#### 【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

電話番号：03-5253-1111

担当：課長補佐 岩崎（内線 7922）

予算係長 西浦（内線 7927）

# 待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

- 潜在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

## ～5本の柱～

(注) 以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

### 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

[施設整備費]

- 保育所緊急整備事業

[改修費・賃借料等]

- 賃貸物件を活用した保育所整備事業

- 新** ○ 小規模保育設置促進事業(※)

- 新** ○ 幼稚園預かり保育改修事業

- 家庭的保育改修事業

[土地等の確保]

- 新** ○ 民有地マッチング事業

- 国有地、公有地の活用

### 2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保

- 保育士の就業継続支援

- 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置

- 新** ○ 再就職前研修の実施

- 新** ○ 職員用宿舎借り上げ支援

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

### 3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[小規模保育運営支援事業]

- 新** ○ 施設型小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援(※)

- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援

[長時間預かり保育支援事業]

- 新** ○ 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援

[利用者支援]

- 新** ○ 利用者支援の強化に向けた専任職員の配置(※)

### 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

- 新** ○ 改修費、賃借料等(※)

[運営費支援]

- 新** ○ 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 新** ○ 認可化移行可能性調査費

- 新** ○ 移転費用、仮設費用等(※)

- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

【再掲】

### 5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和(※)

保育の量的拡大と質の確保

(注1) 「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は安心こども基金により実施。

(注2) ※は財源を検討(保育緊急確保事業の活用など)(次頁以降も同様)

# 待機児童解消加速化プラン事業の具体的内容（補助メニュー）

## 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

○賃貸物件の活用等も含め、スピード感をもって都市部の整備を進める。

### (1) 施設整備等補助関係

[補助概要] 認可保育所の施設整備費や、賃貸物件等を活用した施設の設置に必要な改修費・賃借料等の補助を行う。  
 ※地方負担に対する適切な配慮(財政力のある団体も含めた国庫補助率の暫定的な嵩上げ等)について検討中。

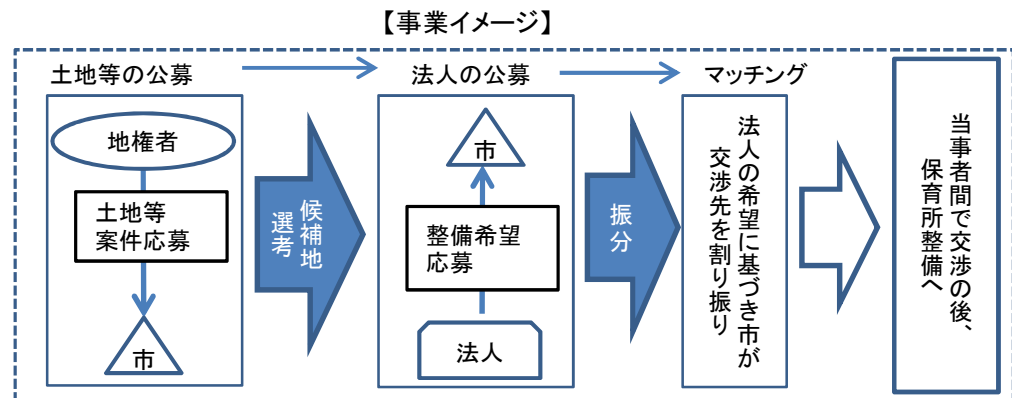
事業名	内容	備考
保育所緊急整備事業	認可保育所の施設整備費	平成24年度予備費で積み増し (土地借料補助加算の拡充(安心こども基金の要綱改正により対応))
賃貸物件を活用した保育所整備事業	賃貸物件を活用した保育所等の設置への支援	平成24年度予備費で積み増し
新 小規模保育設置促進事業	小規模保育(施設型)実施施設設置への支援	(※)
新 幼稚園預かり保育改修事業	幼稚園で行う長時間預かり保育のための改修等への支援	安心こども基金の要綱改正により対応
家庭的保育改修事業	家庭的保育(グループ型含む)の実施への支援	平成24年度補正予算で積み増し

### 新 (2) 民有地マッチング事業 [安心こども基金の要綱改正により対応]

[補助概要]  
 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング  
 (物件及び事業者の公募、選考、振り分け)を行う事業

[補助内容]  
 マッチングに必要な経費  
 (賃金職員雇上費、広報費用、旅費、通信設備導入費等)

[補助対象]  
 市町村、市町村の委託を受けた者

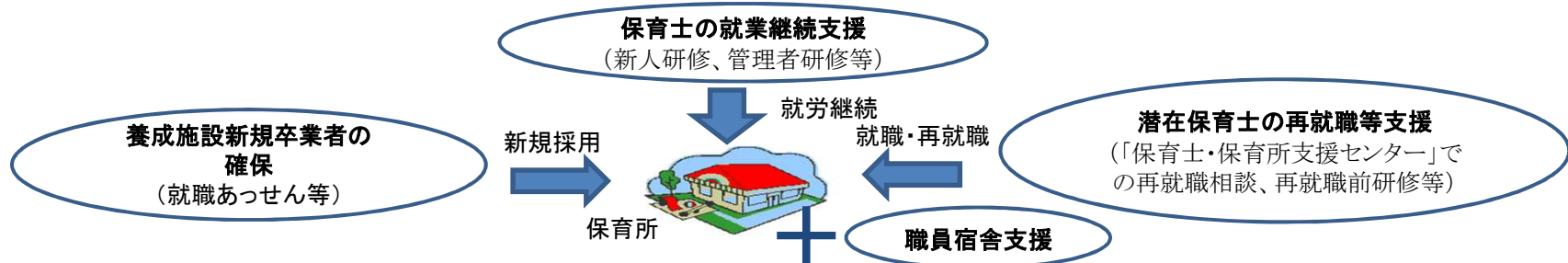


## 2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

### (1) 保育士確保施策

- ① 保育士養成施設新規卒業者の確保 **[平成24年度補正予算で積み増し]**
  - ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
  - ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
- ② 保育士の就業継続支援 **[平成24年度補正予算で積み増し]**
  - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
  - ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成
- ③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 **[平成24年度補正予算で積み増し]**
  - ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」への助成  
〔保育士・保育所支援センターの業務〕  
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、  
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など) 等
  - ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成
- 新** ④ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う **[安心こども基金の要綱改正により対応]**
- 新** ⑤ 職員用宿舎借り上げ支援 **[安心こども基金の要綱改正により対応]**
  - ・宿舎借り上げのための賃借料を補助



## (2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 [平成24年度補正予算で積み増し]

### ① 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。

### ② 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。

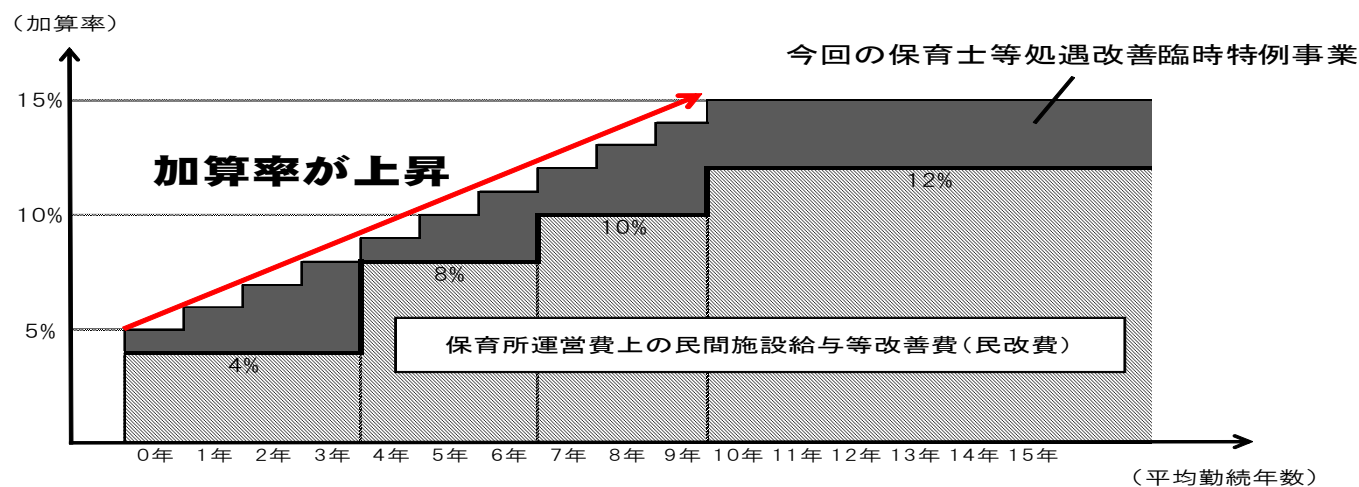
※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

## (3) 保育士の処遇改善 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



### 3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

新

#### (1) 小規模保育運営支援事業

[補助概要] ・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

##### ①施設型小規模保育事業 (※)

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

##### ②グループ型小規模保育事業 [平成24年度補正予算で積み増し]

グループ型小規模保育の実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

新

#### (2) 長時間預かり保育支援事業 [安心こども基金の要綱改正により対応]

[補助概要] ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

[補助内容] ・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間開所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

新

#### (3) 利用者支援 (※)

[補助概要] ・子育て家庭が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

[補助内容] ・利用者支援を実施する専任の常勤職員の配置に要する費用を支援。



## 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

○ 新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

[補助要件]

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者(保育士又は看護師)比率は一定程度以上であること。)
- ・無資格従業員の資格取得計画を策定し、資格取得のため保育士養成校の受講をさせていること。(← 2(2)①により支援)
- ・認可移行可能性調査を行っていること。(既存施設のみ) (← 4(3)により支援)

新

### (1) 整備費支援 (※)

- ・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水回りの改修費、賃借料等)

新

### (2) 運営費支援 [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は一定程度以上で可)

新

### (3) 移行費支援

- ①認可化移行可能性調査費 [安心こども基金の要綱改正により対応]
  - ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
  - ・計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成
- ②移転等支援事業 (※)
  - ・移転に必要な経費への支援
  - ・仮設設置支援(仮設設置が必要な場合)



## 5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

### (1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

#### 労働保険特別会計で実施（要件緩和部分は※）

[緩和の概要]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者の子が半数以上いること」とする現行の助成要件を緩和する。

[緩和の内容]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子どもが1人以上いること(雇用保険の被保険者の子が半数以上)」に緩和することにより、地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。